

整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2022年4月4日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	4月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

4月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-04-0403398		通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N137	*100,000	
	残高	
42N1		
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	

残高欄の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
 ご利用いただきましてありがとうございました。
 〓 ゆうちょ銀行 〓

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	R4年4月18日	支出額	17,969 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所セキュリティ
----	-----------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-04-18	.送金	*19,800	IB 取引のカード
04-04-18	.手数料	*165	

$$19,965 \times 0.9 = 17,969$$

③ 事務所防犯システム一式

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

業務請負契約書

町田豊介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関する、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を
次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 円 18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末日締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条 本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相
当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行し
ないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承諾を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託すること
が出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適
正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立入
ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占
有者に通知し、その承諾を得なければならない。
但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施
設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電
気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けるときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒362-0086 埼玉県上尾市高本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇

乙

埼玉県さいたま市北区日清町3丁目
太陽信託株式会社
代表取締役 齊藤 敬

4-1

請求明細書

1 ページ

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO. 0077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
■■■■	2022/03/31	末	0040	2	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
■■■■	■■■■	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2022/03/31	26968	掛売上 現場	機械警備料(3月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月	10,000	10,000
	26969	掛売上 現場	システム機器使用料(3月分) まちだ皇介事務所	1.00式	8,000	8,000
				(税率10%)	[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800

整理番号 17

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2022年4月19日	支出額	104,940円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃 5月分
-----	-----------

領収書等貼付欄


埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

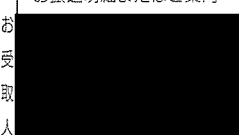
毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38404	04-04-19	09:49
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳		印紙税認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円

$$116600 \times 0.9 = 104940$$

③ 事務所家賃 5月分
 ④  様

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 

登録番号 0004

ご依頼人 ヤマネフミコ様

電話番号 049-257-6682

取扱番号 190001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県越前市藤田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡（487.82坪）

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を職員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

- 賃料の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

口座番号：	
名称：	

第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充たすべきことを申し出ることはできないものとする。
- 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以て債務の弁済に充たすことができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求めないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月 / 日

甲 (貸借人) 住所 氏名

乙 (貸借人) 住所 氏名

氏名 山根史子

立会人

東京都知事免許 (1) 第102093号
 東京都北区田端五丁目12番11号
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋英陸

登録番号 宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
 埼玉県川越市東田町8番46号
 株式会社アセットホームサマービ
 代表取締役 内田親也

登録番号 宅地建物取引士

建築物況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) 該当あり
 建築物況調査の結果の概要 (1年以内に実施している場合) 有・無
 建築物況調査の結果の概要

■石綿使用記録調査

石綿使用調査の有無	有・無
調査実施機関	
調査年月日	
石綿使用の有無	
石綿使用の箇所	
補足情報	
調査記録がない場合	下記関係のうち、今回(①)に石綿使用調査に関する記録を照会致しました が、いずれからもその記録の存在は確認できませんでした。
関係者	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他()

■耐震診断調査

耐震診断の対象区分	右のとおり当該建築物 は耐震診断対象に 該当します 該当しません
耐震診断の有無	耐震診断の有無
耐震診断がある場合	耐震診断が有る場合
耐震診断が無い場合	耐震診断が無い場合
調査対象に該当した割合	割合
関係者	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他()

■賃貸借条件等

貸借部分・契約面積	7階702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金318,000円也 (月額賃料の3ヶ月相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金106,000円也 (消費税別除負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃料管理費等の支払い方法 その他の費用負担	賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人又は賃借人の指定人へ支払うものとする。 ①賃料・管理費 ※毎月末迄に貸主指定の口座へ振込み ②諸費用 (電気・ガス・水道料金) ※別添付書 ③電話・インターネット料金 ※別添付書 ④火災保険料 (東日本少額短期保険) ※別添付書 保険料18,000円/2年間 ⑤保証金 (日本セーフティー) ※別添付書 保証料116,600円/初回 ⑥貸室内の清掃費 ※別添付書 更新料11,660円/年 ⑦賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ⑧その他賃借人の負担に属する費用	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2022年4月19日	支出額	16,596円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	来客用 駐車場 5月分
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		**** * * * *	
取扱店	お取引日	時刻	
38404	04-04-19	09:50	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥18,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

$18440 \times 0.9 = 16596$

③ 来客用 駐車場 5月分

④ (有) すまいの市民館

お受取人	お振込明細またはご案内	
	ミツビツユー・イツアイ	
	カワコ I	
	普通	1071693
ご依頼人	1) スマイノツミンカク様	
	登録番号 0005	
	ヤマネフミコ様	
電話番号 049-257-6682		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 400011		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 XXXXXXXXXX (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県川越市東田町7-31	
名称	奈良 駐車場	指定場所 No. XXXXXXXXXX

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの 2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限: 毎月 末日までに 翌月分 を支払う	
支払方法	振込み先 金融機関: XXXXXXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX 口座名義人: XXXXXXXXXX TEL: XXXXXXXXXX

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX
管理業者	商号又は名称 有限会社すまいの市民館 所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677 賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣()第 XXXXXXXXXX 号 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: XXXXXXXXXX <small>※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載</small>

※貸主と駐車場の所有、XXXXXXXXXXなる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 XXXXXXXXXX
住所	XXXXXXXXXX

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

1. 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
 2. 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
 3. 乙の車に構内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
 4. 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
住所	XXXXXXXXXX	
乙・借主 (法人の場合)	商号 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
代表者名	XXXXXXXXXX	
住所	XXXXXXXXXX	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 山根 中子	TEL 049-235-1687
住所	川越市古布場460-6	

宅地建物取引業者	商号(名称) 有限会社すまいの市民館	取締役 杉田明洋
住所	事務所所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677	XXXXXXXXXX
宅地建物取引士	免許証番号 埼玉県知事(4)第19782号	登録番号 XXXXXXXXXX 第 XXXXXXXXXX 号
住所	氏名 XXXXXXXXXX	業務に従事する事務所名 有限会社すまいの市民館
TEL	事務所所在地 川越市中原町2-3-2	TEL 049-228-5677

※印は実印

整理番号	//
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年4月22日	支出額	180,488円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	225610 × 0.8 = 180488 事務所賃料 5月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
48603	04-04-22	10:24	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥225,500	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			印紙税承認
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(印紙)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お支払い人

[Redacted]

様

登録番号 0003

ツツ コウツツ 様

お振込人

電話番号 [Redacted]

取扱番号 220001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③ 事務所賃料 5月分

④ 振込先

[Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

〈物件表示〉

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗			B号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13			
構 造	重量鉄骨	造	3階建の内	1階
賃貸借面積	69.29 m ²			

〈原契約の表示〉

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ~ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。 以上

2021年12月28日

甲（賃貸人）

住所

氏名

乙（賃借人）

住所

氏名

辻 浩司

電話

更新事務取扱業者

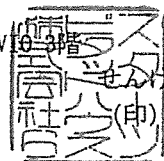
所在地

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW 3階

商号

スターツピタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



覚書(借主様用)

覚書(借主様用)

更新

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

借主様用契約更新覚書フォーム (住所: 埼玉県所沢市西新井町15-10)

借主様用契約更新覚書フォーム (住所: 埼玉県所沢市西新井町15-10)

更新期間: 令和4年2月8日 から 令和5年2月7日 まで

更新期間: 令和4年2月8日 から 令和5年2月7日 まで

敷金・保証金等: 敷金(保証金) - 円

敷金・保証金等: 敷金(保証金) - 円

賃料等: 賃料(月額) 8,000 円, 共益費(月額) - 円, 礼金 - 円, 補修費 - 円, 合計 8,000 円

賃料等: 賃料(月額) 8,000 円, 共益費(月額) - 円, 礼金 - 円, 補修費 - 円, 合計 8,000 円

更新料に関する事項: 更新料(駐車場) 円, 賃料の半 円, 賃料の 円, 4,000 円

更新料に関する事項: 更新料(駐車場) 円, 賃料の半 円, 賃料の 円, 4,000 円

更新前の契約(原契約)及び新契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。において、借主様間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

更新前の契約(原契約)及び新契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。において、借主様間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本覚書を2通を作成し、借主様と配名・押印の上、各々1通を保持する。

以上、本合意を証するための本覚書を2通を作成し、借主様と配名・押印の上、各々1通を保持する。

令和 4 年 1 月 3 日

令和 4 年 1 月 3 日

借主: 住所 埼玉県所沢市西新井町15-10, 氏名 株式会社エルハウジング, 電話番号 04-2998-3771

借主: 住所 埼玉県所沢市西新井町15-10, 氏名 株式会社エルハウジング, 電話番号 04-2998-3771

借主(契約名義人): 住所 所沢市上安松 864-4, 氏名(法人名) 水村篤弘, 電話番号 04-2993-0080

借主(契約名義人): 住所 所沢市上安松 864-4, 氏名(法人名) 水村篤弘, 電話番号 04-2993-0080

お預合せ窓口: 株式会社エルハウジング, 〒359-0035, 埼玉県所沢市西新井町15-10, 04-2998-3771

お預合せ窓口: 株式会社エルハウジング, 〒359-0035, 埼玉県所沢市西新井町15-10, 04-2998-3771

整理番号	7
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年4月25日	支出額	99,149 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部								
口座名義人:町田皇介									
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>04-04-25 .送金</td> <td style="text-align: right;">*110,000</td> <td>IB</td> <td style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>04-04-25 .手数料</td> <td style="text-align: right;">*165</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	04-04-25 .送金	*110,000	IB	[REDACTED]	04-04-25 .手数料	*165			$110,165 \times 0.9 = 99,149$
04-04-25 .送金	*110,000	IB	[REDACTED]						
04-04-25 .手数料	*165								
<p>③事務所家賃</p> <p>※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。</p>									

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の提示

名称	佐藤ビル
所在地	1階 1 区画番号() (住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸
種類	店舗
面積	新築年月 約33㎡(現況優先) 昭和45年11月
附属施設	公営水道・東京電力

頭書(2) 事項内容(具体的に記述すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年5月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額	別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)			水道代 2,000円
その他の条件				
貸与する総本数本本本本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで			
賃料等の支払方法	□ 振込	□ 持参	□ 持参先	□ 口座引落
				委託会社名

頭書(5) 主要連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)町田 皇介 (自宅)TEL (勤務先)TEL (携帯)TEL
	(会社名・部署名)

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所
管理業者	貸主自主管理
所在地	TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人 氏名 住所 極度額 3,960,000円(月額賃料総額×36カ月) 家賃債務保証業者の提供 保証業者名 全保運株式会社 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿1-24-1, 16F TEL 03-5327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083 家賃債務保証業者登録番号 国土交通大臣()第 号
---	--

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用系)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社・保証会社加入しなくてはならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は賃貸物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

R3年6月11日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 町田 皇介	TEL
	住所	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
概月額 3,960,000円 (月額賃料総額×3.6ヵ月)		

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL 048-778-1750 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光廣 昌子	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	大臣 知事	号
宅地建物取引士	免許証番号	埼玉県 知事 (3)第21590号	免許証番号	
	免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日
	氏 名		氏 名	
	登録番号	外 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 上尾市宮本町4-14	業務に従事する 事務所名 上尾市宮本町4-14	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※ 図は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 32

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

23,300 × 90%

支出年月日	4年4月27日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所倉庫費
-----	--------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

※別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

9 04-04-27 | 振替

*23,300 | DF. 平和

【内訳】

- ・ 倉庫賃貸料 23,100 円
- ・ 振替手数料 200 円

口座名義：木村孝夫

支払先：株式会社 平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書

賃貸人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃借人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~新浦和~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座： 銀行 支店 預金口座
No.

整理番号	11
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2022年4月27日
支 出 額	$82,720 \times 90\% = 74,448$ 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (5月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したため、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松 864-4

氏名：水村 篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂 3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号 37

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	4年4月28日	支出額	101,962 × 90% 91,766 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

使 途	事務所賃借料
-----	--------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行** RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	04-04-28	14:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥101,852	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		生体認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	円	

お受取人	サイタマリツナ ムサツウラワ 普通 1438189 1)ハツクアツフ様 登録番号 0002	お依頼人	キムラ イサオ様 電話番号 [REDACTED] 取扱番号 280005	電信		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
------	---	------	--	----	--	--------------------

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③ 事務所
賃借料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

賃貸人 [REDACTED]（以下、「甲」という。）と、賃借人 木村 勇夫（以下、「乙」という。）とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約（以下、「原契約」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下、「本契約」という。）の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示	建物の名称	ハイアウル	部屋番号	101	
	住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡 6-12-1			
	用途	事務所	種類	アパート	
	建物構造	木造 地上2階建			
	床面積	33.81 m ²	間取り	未指定	
	契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで			
(B) 賃貸借の条件	賃料	月額	90,741円	敷金	196,000円(受領済み)
	共益費	月額	1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
	※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜きの価格表示に変更致しました。ご確認をお願い致します。				
	その他月額費用	-			
	支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い			
	支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)			
	賃料等の振込先	[REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名: [REDACTED]			
	入居者	木村 勇夫			
		以上			

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人（以下「丙」という）が署名（記名）押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主（甲）

氏名

[REDACTED]



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵 4-29-13

氏名

有限会社 バックア



印

連絡先 048-839-8806

借主（乙）

住所

[REDACTED]

氏名

木村 勇夫



印

連絡先

[REDACTED]

【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第 15903 号
埼玉県さいたま市南区中森 4 丁目 29 番 13 号
有限会社バックア
代表者 碓 奈緒子

登録番号 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号

宅地建物取引士: [REDACTED]

整理番号 17

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	4年4月29日	支出額	33,022 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 (5月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

② (165,000 + 110) = 165,110
 165,110 × 20% = 33,022

③ 事務所家賃

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
 お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
49206	04-04-29	10:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥165,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			↓ C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(破 銭)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
 サイタマリソナ
 オオミヤ
 普通 5144885
 〇) カワヒトコムテツ様
 登録番号 0008
 タカキ マリ様

ご依頼人
 電話番号 0486542559
 取扱番号 290001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主 有限会社川人工務店 (以下「甲」という)

借主 高木真理 (以下「乙」という)

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和3年 3月 1日

下記の条項に従って賃貸契約をする。

賃貸人 (甲) 住所

氏名

TEL

F331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-18

有限会社川人工務店

代表取締役 川人 一徳
電話 048-664-2300

賃借人 (乙) 住所

氏名

TEL

高木真理

賃借の目的	名称	K・Kビル 101号室
物の表示等	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-16-18
	種類	事務所
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根 参階建
	契約面積	1階 101号室 約28.38㎡ (約8.6坪)
	使用目的	事務所
	敷金	210,000円 (内税)
	賃料	月額 金165,000円 (内税15,000円)
	共益費	なし
	更新料	新賃料の1ヶ月
	契約期間	令和3年3月1日～令和6年2月28日
	解約予告期間	甲 6ヶ月前 乙 3ヶ月前
	賃料等の支払方法	振込先 口座番号 名義人
	支払期限	翌月分を毎月25日までに支払う。
特約事項		なし

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年4月29日	支出額	4,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場代 (5月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

②22,000×20%

③事務所駐車場代

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
49206	04-04-29	10:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥22,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			認 証
円 円 円			円

お振込明細またはご案内
お受取人
登録番号 0009
タカキ マリ様
電話番号 0486542559
取扱番号 290001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りず、
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 18

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2022年5月2日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	5月分事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷支部

5月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-05-02	03022	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N109	*100,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名: ヤマモト マサノ		
スマホ決済アプリ ゆうちよPay 口座直結だから事前チャージ不要! ご利用いただきましてありがとうございました。		
— ゆうちよ銀行 —		

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所 [Redacted]

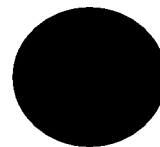
氏名 [Redacted]



借主(乙)

住所 [Redacted]

氏名 山本正乃



整理番号 10

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	R4年5月2日	支出額	10,949 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務員利用駐車場 (5月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

04-05-02 .送金	*12,000	IB トラハルオ
04-05-02 .手数料	*165	

$$12,165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務員利用駐車場代

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町田 皇 介 とは

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8				
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番				
3	車 両	車名 プロジョー ステーション ワゴン青	登録 番号 [黒塗り]	特 約 [黒塗り] (日産エクストレイル赤)	登録車両以外 無断駐車厳禁	
4	賃 料	1 ヶ 月 12,000円	支 払 方 法 14	特 約 当月末翌月前納 指定銀行への振込	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
5	期 間	自 2019年 10月 9日	特 約	至 2020年 10月 8日	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする	
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 米/ヶ月前予告		解約可能		
		賃借人 米/ヶ月前予告		解約可能		
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村田 春 雄
氏名(名称) 上尾市宮本町7番15号
電話番号 電話(771)2311番

借主 住所(所在地) 町田 皇 介
氏名(名称) 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
電話番号 048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号	11
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	RA年5月2日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場代 (5月分)
-----	---------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
---------	-------------------

口座名義人:町田皇介

04-05-02 .送金 | *10,000 | IB [REDACTED]

$$10000 \times 0.9 = 9000$$

支払先: [REDACTED]

③ 来客用駐車場代

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、

左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料金 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲はこの自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 この駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、この使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 この使用する期間は、令和 一 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は自動更新とする。

第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場の権利を得るものとする。

前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

第九条 甲は乙に対し契約期間中であってもこの駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 一 年 六 月 20 日

貸主(甲)

住所

氏名

電話番号

借主(乙)

住所

氏名

電話番号

[Redacted signature area with handwritten name 町田 皇介 and other marks]

埼玉県知事(3)第21590号
株式会社 ママハロ
埼玉県上尾市宮本 048-778-1750 FAX 048-778-1750

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号([])と表示した箇所

整理番号 41

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年5月2日	支出額	72,000 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 5月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円

しんきんキャッシュサービス
お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
04 05 02	12510090-0352
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-	*****
お取引金額	お取引金額
お取引内訳	お引出
預り金	お引出
手数料	通帳頁
時刻	お取引金額
14:10	¥80,000*
説明コード	お取引後残高

川口信用金庫
本町東支店
普通 0000942379
カ) アイテム様

ご依頼人
サイトマシヨフォーラムカワグチシマ
様

印紙税申告納
税務署承認済

川口信用金庫 C-10-1

※ 領収書は
※ 領収書貼付欄の、ハガキサイズの物は、加紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

③
事務所
家賃
5月分

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】			棟	階	号室
所在地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7				
用途	登記簿	川口市朝日二丁目17番7				
種類	事務所	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 店舗事務所	<input type="checkbox"/> 倉庫	<input type="checkbox"/>	
構造	<input type="checkbox"/> マンション	<input type="checkbox"/> ビル	<input type="checkbox"/> 戸建	<input type="checkbox"/> アパート	<input type="checkbox"/>	戸建の一部
床面積	39.66㎡の一部26.44㎡		間取り			戸数
建築時期	昭和51年8月新築（大規模修繕を		年実施）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不詳
附属施設	なし					

(2) 事業内容

業務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2019年6月1日	から	3年11ヵ月間	目的物件の引渡しの時
終期	2023年4月30日	まで		2019年6月1日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等	
賃料	月額 75,000円 (内消費税等 5,566円)	
共益費(管理費)	月額 5,000円 (内消費税等 370円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限 <input type="checkbox"/> 当月分を <input type="checkbox"/> 翌月分を 毎月 末 日までに		
敷金	円 賃料の <input type="checkbox"/> ヶ月相当分	
保証金	円 その他一時金	
附属施設使用料	円 火災保険料	
敷引き・保証金償却設定		
その他		
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/>	
賃与する鍵と本数	鍵番号① 本 鍵番号② 本 鍵番号③ 本	

(5) 貸主および管理

貸主	株式会社 アイデアル	電話	048 (299) 8955
住所	川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201		
管理業者	商号または名称 株式会社 アイデアル	電話	48 (299) 8955
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	所在地 川口市坂下町一丁目14番24号 鳩ヶ谷ヤマト第一ビル201	第	号
管理担当者	氏名		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	
	住所	

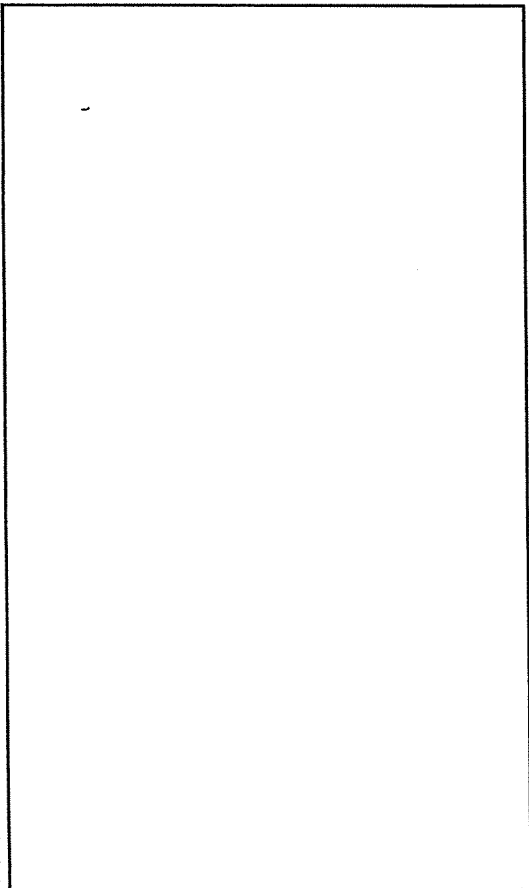
(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名		年齢	歳
氏名		借主との関係	
住所		電話	()
緊急連絡先		電話	()
		携帯	()

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	<input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料のヶ月分を支払います <input type="checkbox"/> 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません
--------	--

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)



下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019年5月29日

〒334-0003 埼玉県川口市坂下町1-14-24
崎ヶ谷ヤマビル201

貸主

株式会社アイデアール

代表取締役 佐野 恵輔 ()

氏名

住所

借主

氏名 白根 大輔

住所

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介・ 代理 取引態様 媒介・ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (1) 第 23268 号 免許証番号 第 号

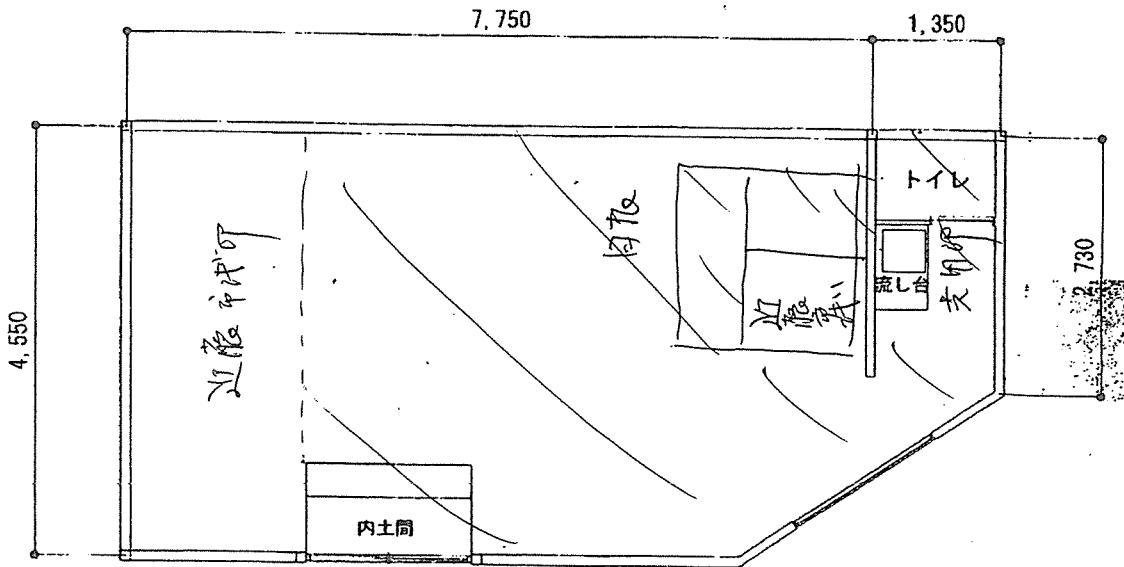
事務所所在地 埼玉県川口市坂下町1丁目14-24崎ヶ谷ヤマビル201 事務所所在地

商号 株式会社 アイデアール 号

代表者等 佐野 恵輔 者等

登録番号 第 号 登録番号 第 号

宅地建物取引士 宅地建物取引士



4,500

2,800

整理番号 17

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年5月16日	支出額	17,969 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所セキュリティ		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-05-16 送金 *19,800 | IB 取引カンサイ
 04-05-16 手数料 *165 |

$$19,965 \times 0.9 = 17,969 \text{ 円}$$

③ 事務所防犯システム一式

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

業務請負契約書

町田皇介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関し、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械警備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定待約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承諾を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。
但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員である
ことを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の
占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受け
たときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意を
もって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協
議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び(従事者)は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ
保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒362-0036 埼玉県上尾市坂本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主7ホーム上尾・伊奈支部

町田 皇介

乙

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太閤清財株式会社

代表取締役 齊藤敏

17-1

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6750

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO. 0077229



町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
■■■■	2022/04/30	末	0045	2	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
■■■■	■■■■	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商 品 名	数 量	単 価	金 額
2022/04/30	30030	掛売上 現場	機械警備料(4月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月	10,000	10,000
	30031	掛売上 現場	システム機器使用料(4月分) まちだ皇介事務所	1.00式	8,000	8,000
			(税率10%)		[御買上額]	18,000
					[消費税等]	1,800
					■■■■	■■■■

整理番号 31

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年5月20日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃料 6月分		
	225610 × 0.8 = 180488		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細
 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
48603	04-05-20	13:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥225,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		使 認 証
円	円	円

③ 事務所賃料 6月分

④ 振込先

口座名義

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 ██████████ 様

登録番号 0003

ツツ コウツ 様

お依頼人 電話番号 ██████████

取扱番号 200001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD XXXXXXXXXX

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

（物件表示）

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨 造	3階建の内 1階
賃 借 面 積	69.29 m ²	

（原契約の表示）

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、 2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ~ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。 以上

2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所 XXXXXXXXXX
 氏名 XXXXXXXXXX
 乙（賃借人） 住所 XXXXXXXXXX
 氏名 辻 浩司
 電話 XXXXXXXXXX

更新事務取扱業者

所在地 埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW
 商号 スターツピタットハウス株式会社
 店長 佐藤 史明



整理番号	20
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	2022年5月24日
支 出 額	16,000×90%=14,400円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(6月分)
支 出 先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



覚書(借主様用)

覚書(借主様用)

更新

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的等(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	■
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘	登録番号	
車種・車名形式	同左		
貸主名	株式会社エルハウジング		

(2) 契約期間

始期	令和4年2月8日	から	1年0ヶ月
終期	令和5年2月7日	まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 毎月賃料に減額の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	円	賃料の	半	円	4,000 円
----------	---	-----	---	---	---------

(6) 特約事項

更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、借主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本覚書2通を作成し、貸主借主署名・押印の上、各々1通を捺印する。

令和 4 年 1 月 3 日

貸主

住所	埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名	株式会社エルハウジング 代表取締役 水村 篤弘 電話番号 04-2998-3771

※ご契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」をご案内させていただきます。

借主 (契約者本人)

住所	埼玉県所沢市東新井町322-1
氏名	水村 篤弘 電話番号 04-2993-0080

※ご契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」をご案内させていただきます。

お問合せ窓口

株式会社エルハウジング
〒358-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

借主様へ
※油性のペンはボールペン(黒・青)でご記入。ご捺印の上、貸主用を返すください。
※シヤチハタは使用しないでください。
※1枚目・2枚目ともに同じ内容をご記入ください。
※修正液・修正テープは使用しないでください。
※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しい物を発行しお送りいたします。

覚書(借主様用)

覚書(借主様用)

更新

駐車場賃貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

(1) 賃貸借の目的等(駐車場)

駐車場名	東新井駐車場	No.	■
住所	埼玉県所沢市東新井町322-1		
契約者名	水村 篤弘	登録番号	
車種・車名形式	同左		
貸主名	株式会社エルハウジング		

(2) 契約期間

始期	令和4年2月8日	から	1年0ヶ月
終期	令和5年2月7日	まで	

(3) 敷金・保証金等

敷金(保証金)	- 円
---------	-----

(4) 賃料等

賃料(月額)	8,000 円
共益費(月額)	- 円
礼金	- 円
補修費	- 円
合計	8,000 円

(5) 更新料に関する事項 毎月賃料に減額の無い方は、従来通りの金額をお支払下さい。

更新料(駐車場)	円	賃料の	半	円	4,000 円
----------	---	-----	---	---	---------

(6) 特約事項

更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、借主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本覚書2通を作成し、貸主借主署名・押印の上、各々1通を捺印する。

令和 4 年 1 月 3 日

貸主

住所	埼玉県所沢市西新井町15-10
氏名	株式会社エルハウジング 代表取締役 水村 篤弘 電話番号 04-2998-3771

※ご契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」をご案内させていただきます。

借主 (契約者本人)

住所	埼玉県所沢市東新井町322-1
氏名	水村 篤弘 電話番号 04-2993-0080

※ご契約内容に変更がある場合は、別途「更新契約書」又は「合意書」をご案内させていただきます。

お問合せ窓口

株式会社エルハウジング
〒358-0035
埼玉県所沢市西新井町15-10
04-2998-3771

借主様へ
※油性のペンはボールペン(黒・青)でご記入。ご捺印の上、貸主用を返すください。
※シヤチハタは使用しないでください。
※1枚目・2枚目ともに同じ内容をご記入ください。
※修正液・修正テープは使用しないでください。
※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しい物を発行しお送りいたします。

整理番号 55

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年5月26日	支出額	104940 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃 6月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
38403	04-05-26	10:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり
[REDACTED]		[REDACTED]
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
[REDACTED]		[REDACTED]

$116600 \times 0.9 = 104940$

③ 家賃代 6月分

④ [REDACTED]

お受取人 ご依頼人	お振込明細またはご案内 [REDACTED]	印紙税申告納 付済済済 税務署承認済
	登録番号 0004 ヤマナミコ様 電話番号 049-257-6682 取扱番号 260001	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸借人 [REDACTED] を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市臨田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡（487.82坪）

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡（13.25坪）

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条（契約の更新）

- 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
- 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

- 貸室の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
- 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
- 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。

口座番号： [REDACTED]
名義人： [REDACTED]

第8条（敷金）

- 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れるものとする。
- この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることとはできないものとする。
- 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
- 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
- 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

- 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
- 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

乙の都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解除する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月 / 日

甲 (質貸人) 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

乙 (質借人) 住所 川越市布島460-6
 氏名 山根史子

立会人
 東京都知事免許 (1) 第102093号 [REDACTED]
 東京都北区田端五丁目12番11号 [REDACTED]
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋 英陸
 登録番号 [REDACTED] 号
 宅地建物取引士

埼玉県知事免許 (4) 第20077号 [REDACTED]
 埼玉県川越市東町8番46号 [REDACTED]
 株式会社アセットホームサービス
 代表取締役 内田 親也
 登録番号 [REDACTED] 号
 宅地建物取引士

■建物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) 該当あり (該当なし (該当しないので説明を省略します。))
 建物状況調査の実施の有無 (1年以上に実施している場合) 有・無
 建物状況調査の結果の概要

■石綿使用記録調査

石綿使用調査の有無	有・無
調査実施機関	調査の範囲
調査年月日	調査年月日
石綿使用の有無	石綿使用の有無
石綿使用箇所	石綿使用箇所
補足情報	補足情報
下記関係者のうち、今回(①)に石綿使用調査に関する記録を照会致しました が、いずれからもその記録の存在は確認できませんでした。	関係者 ①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他 ()

■耐震診断調査

耐震診断調査対象区分	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します [REDACTED]
耐震診断の有無	耐震診断の有無
耐震診断が行われる場合	耐震診断が行われる場合
調査対象に該当した場合	耐震診断の有無 [REDACTED]
関係者	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他 ()

①耐震診断証、または検査済証に記載された耐震診断の交付年月日 : 昭和56年5月31日以前の場合は下記調査対象に該当します。
 ②建築物記録簿(建物)に記載された表裏記載日 : 平成16年6月4日(新築)
 居住用建築物は昭和56年12月31日以前の場合、事業用建築物・区分所有建築物は昭和58年5月31日以前の場合は下記調査対象に該当します。

■質貸条件等

貸室部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	職員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金 318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金 106,000円也 (消費税別金負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金 106,000円也 (消費税別金負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料を含む	[添付契約書 第6条 参照]
質料管理費の支払い方法 その他の費用負担	質借人は、次に定める諸費用を質貸人の指定する方法によって質貸人又は質貸人の指定人へ支払うものとする。 ①質料・管理費 ※毎月未迄に貸主指定の口座へ振込み ②諸費用 (電気・ガス・水道料金) ※別途直接契約 ③電話・インターネット料金 ※別途直接契約 ④火災保険料 (東日本少額短期保険) 保険料116,600円/初回更新料 11,660円/年 ※別途契約 ⑤保証委託料 (日本セーフティー) ※別途契約 ⑥賃貸人の清掃費 ※別途契約 (任意) ⑦質借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ⑧その他の質借人の負担に属する費用	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号 56

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2022年5月26日	支出額	16,596 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	来客用駐車場代 6月分.
-----	--------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

$$18440 \times 0.9 = 16596$$

取引銀行	取引店	口座番号
0017		**** * * * *
取扱店	お取引日	時刻
38403	04-05-26	10:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥18,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳		C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

③ 来客用駐車場代 6月分

④ 有) スマイの市民館

お振込明細またはご案内

お受取人

ミツビシユー・エフ・アイ
カワコエ
普通 1071693
ユ) スマイノツミカン様
登録番号 0005
ヤマネノミコ様

ご依頼人

電話番号 049-257-6682
取扱番号 400035

印紙税申告納
付に付済浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 [] (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県川越市東田町7-31	
名称	奈良 駐車場	指定場所 No. []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限: 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	振込み先 []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []	住所 []
管理業者	商号又は名称 有限会社すまいの市民館	所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677

管理業者

管理業者	商号又は名称 有限会社すまいの市民館	所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 [] 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: []	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と駐車場の所有者 [] 異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 []	住所 []
-----	--------	--------

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。
但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- 乙の車に構内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名 []	住所 []	TEL []
乙・借主 (法人の場合)	商号 []	住所 []	TEL []
乙・借主 (個人の場合)	氏名 山根 由子	住所 川越市市布場460-6	TEL 049-235-1687

宅地建物取引業者	商号(名称) 有限会社すまいの市民館	取締役 杉田明洋
	事務所所在地・TEL 川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677	
	免許証番号 埼玉県知事(4)第19782号	登録番号 [] 第 [] 号
宅地建物取引士	氏名 []	業務に従事する事務所名 有限会社すまいの市民館
		事務所所在地 川越市中原町2-3-2
		TEL 049-228-5677

※[]は実印

整理番号	67
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

440 × 90%

支出年月日	4年5月26日	支出額	396 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場代		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
----------------	-------------------------------

タイムズ24
 浦和自幡6丁目駐車場
 0120-70-8924

<< 領収書 >>
 [NO. 5]
 2015年5月15日15:50 - 2015年5月26日17:36
 駐車料金 410円
 合計 410円
 お預り 540円
 お 釣 100円
 NO.037023

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	68
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 ⑧:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

20,000 × 90%

支出年月日	4年5月26日	支出額	18,000 円
-------	---------	-----	----------

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	保証料 (事務所契約保証料)
-----	----------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

受 領 証

金額	20,000円
受取人	日本セーフティー株式会社
請求番号	20506164601937252
払込人	木村 勇夫 様

③ 保証料
(事務所契約保証料)

※ 領収書は重ねて貼る
 ※ 領収書を貼る(別紙には裏)
 ※ 領収書等には、①年月日、②金額記載、④発行者、⑤宛名が記載
 ※ 按分した場合は、積算方法を余

上記の金額を受領しました。
 ・金額訂正された払込票はコンビニエンスストアではお取扱いできません。
 ・この受領証はお支払いの証拠となるものですから大切に保管してください。

②
356501
22.5.26
受領日附印
CVS専用
収入印紙貼付欄

を使用すること。
 て」など何に支出されたか分かるような場合は、余白に補記すること。

収納手数料 お客様負担
 代行者社：SMBCファイナンスサービス(株)
 (お客様控)

二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏名)	
	(自宅)TEL:	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	有限会社バックアップ
	住所	さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	有限会社バックアップ		
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13	TEL	048-839-8806
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	日本セーフティ株式会社
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階

頭書(8) 更新に関する事項

<p>1. 契約条項第2条第2項の通りとする。</p> <p>2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。</p>
--

頭書(9) 特約事項

<p>1. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。</p> <p>2. 退去時の室内クリーニング費用は乙の負担とする。</p> <p>3. 乙は本賃貸借物件の使用責任者の氏名、連絡先を甲に届けるものとする。</p> <p>4. 乙は解約の際、本契約の目的物を契約締結時の現状に復して契約を解除するものとする。</p> <p>以下余白</p>

事業用建物賃貸借契約書（更新）

賃貸人 [REDACTED]（以下、「甲」という。）と、賃借人 木村 勇夫（以下、「乙」という。）とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約（以下、「原契約」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下、「本契約」という。）の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示		建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
		住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡 6-12-1		
		用途	事務所	種類	アパート
		建物構造	木造 地上2階建		
		床面積	33.81㎡	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件		契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで		
		賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円(受領済み)
		共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料 1ヶ月分
		※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜きの価格表示に変更しました。 ご確認をお願いします。			
		その他月額費用	-		
		支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
		支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
		賃料等の振込先	[REDACTED]		
		入居者	木村 勇夫		
			以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人（以下「丙」という）が署名（記名）押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主（甲）

氏名

[REDACTED]



管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵 4-29-13

氏名 有限会社 バックア



印

連絡先 048-839-8806

借主（乙）

住所

[REDACTED]

氏名

木村 勇夫



印

連絡先

[REDACTED]

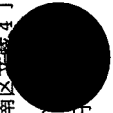
【媒介業者】

埼玉県知事（7）第15903号

埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29番13号

有限会社バックア

代表者 庭 奈緒子



登録番号

[REDACTED] 第 [REDACTED] 号

宅地建物取引士



整理番号 73

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年5月27日	支出額	$(101,852 + 106) \times 90\%$ 91,762 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃借料(7月分)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉リソな銀行
お持ち帰りください。 RASONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10405	04-05-27	13:33	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥105,711	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		準備認証	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内	電話
お受取人 サイタマリツナ ムサツウワ 普通 1438189 U)ハックアツク様 登録番号 0002 キムラ イサオ様	
ご依頼人 電話番号 [] 取扱番号 270002	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

【内訳】 101,852
・事務所賃貸料 : [] 円
[] 円
内、賃貸料分
振込手数料
 $110 \times \frac{101,852}{105,711} \approx 106$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書 (更新)

賃貸人 [] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。)について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。)の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示	建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
	住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡 6-12-1		
	用途	事務所	種類	アパート
	建物構造	木造 地上2階建		
	床面積	33.81 m ²	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件	契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで		
	賃料	月額	90,741円	敷金 196,000円 (受領済み)
	共益費	月額	1,852円	更新料 新賃料 1ヶ月分
	※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜きの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
	その他月額費用	-		
	支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
	支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料は乙の負担とする。)		
	賃料等の振込先	[]		
	入居者	木村 勇夫		
		以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名 []

管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵 4-29-13

印

氏名 有限会社 バックア

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所 []

印

氏名 木村 勇夫

連絡先 []

【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第15903号

埼玉県さいたま市南区本郷4丁目29番13号

有限会社バックア

代表者 碓 奈緒子

登録番号 [] 号

宅地建物取引士 []

整理番号	75
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	4年5月27日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

23,300 × 90%

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

別紙参照

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

17 04-05-27 .振替

*23,300 | DF. 和利ヨウ

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義 = 木村勇夫

支払先 = 株式会社 平和不動産

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~〇〇〇〇~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座： 銀行 支店 預金口座
No.

整理番号

25

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>2022年5月27日</p>
<p>支出額</p>	<p>82,720×90%=74,448円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>
<p>使途</p>	<p>埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (6月分)</p>
<p>支出先</p>	<p>株式会社セイワランドック</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイビル航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷金 210,000 円
3. 賃料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特記事項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙）

住所：所沢市上安松864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

印 TEL: [REDACTED]

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
集送金手数料 220円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

整理番号 26

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年5月27日	支出額	99,149 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-05-27 .送金	*110,000	IB	■■■■■■■■■■
04-05-27 .手数料	*165		

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③ 事務所家賃

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田豊介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル
所在地	1階 1区画番号() (住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸
種類	店舗
面積	約33㎡(現況優先)
附属施設	新築年月 昭和45年11月 公営水道・東京電力

頭書(2) 重要内容(具体的に記述すること)

原簿会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)	水道代	2,000円
貸与する権利	本	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座振込	持参	先持参
	口座引落	委託会社	

頭書(5) 主要連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)町田 豊介 (自宅)TEL (勤務先)TEL (携帯)TEL
貸主及び管理業者	(会社名・郵番号)

頭書(6) 貸主自主管理

氏名	
住所	
管理業者	貸主自主管理
所在地	TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人 氏名 住所 程度額 3,960,000円(月額賃料総額×36カ月) 家賃債務保証業者の提供 する保証 全保運株式会社 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083 家賃債務保証業者 登記番号 国土交通大臣()第 号
---	--

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建案の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官への届出・許可等を行わなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方から書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入会しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は賃貸物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名の上、各自1通を保有する。

R3 年 6 月 11 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 田 田 皇 介	TEL
	住所	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

極度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36カ月)

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	上尾市宮本町4-14	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	048-778-1750	商号又は名称	
	代表者の氏名	株式会社マハロハ 光廣 昌子	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県 知事(3)第21590号	免許証番号	大臣 知事 () 第 号
	免許年月日	平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	Ⓜ
	登録番号	第 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社マハロハ 上尾市宮本町4-14	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	048-778-1750	事務所所在地 TEL	

※ 図は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 28

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R4年5月31日	支出額	10,949 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務員駐車場(6月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

04-05-31	.送金	*12,000	IB トラハルオ
04-05-31	.手数料	*165	

$$12,165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務員利用駐車場代

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田春雄 住所 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主 町田皇介 住所 上尾市宮本町10-26 電話(771)2311番

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区画	[黒塗り]番				
3	車両	車名 フォジョー ステーション ワゴン青	登録 番号 [黒塗り]	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
4	賃料	1 ヶ月 12,000円 /台	支払 方法	特約	当月末翌月分前納 指定銀行への振込 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
5	期間	自 2019年 10月 9日 至 2020年 10月 8日	特約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし				
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除	
8	解約	賃貸人 ※1ヶ月前予告 解約可能 賃借人 ※1ヶ月前予告 解約可能				
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日	2019年 10月 9日				
貸主	住所(所在地)	村田春雄			
	氏名(名称)	上尾市宮本町7番15号			
	電話番号	(771)2311番			
借主	住所(所在地)	町田皇介			
	氏名(名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26			
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル102			

整理番号 29

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年5月31日	支出額	9,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	来客用駐車場(6月分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
口座名義人:町田皇介	
04-05-31 送金 *10,000 IB XXXXXXXXXX	
$10,000 \times 0.9 = 9,000$	
④ XXXXXXXXXX	
③ 来客用駐車場代	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。	
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町田 皇介 (以下乙という) との間において、

左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲はこの自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、乙の使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 この使用する期間は、令和 一 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は自動更新とする。

第六条 乙は駐車にあたって次の事項を守なければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも急ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。

前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

第九条 甲は乙に対し契約期間中であっても乙の駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 一 年 六 月 20 日

貸主(甲)

住所

氏名

電話

借主(乙)

住所

氏名

電話

[Redacted signature area with stamp]

埼玉県知事(3)第21590号
株式会社 マハロ
埼玉県上尾市宮本町948番1、2
TEL 048-778-1750 FAX 048-778-1751

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号([])と表示した箇所

整理番号 32

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2022年6月2日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	6月分事務所家賃		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷支部																																										
6月分事務所家賃	<h3 style="margin: 0;">ご利用明細票</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width: 20%;">お取扱日</td> <td style="width: 20%;">店番</td> <td style="width: 60%;">お取引内容</td> </tr> <tr> <td>04-06-0203398</td> <td></td> <td>通帳電信振替</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>****</td> <td>****</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱番号</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>N168</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">*100,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">残高</td> </tr> <tr> <td>42P1</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>振替先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>受取人名:</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">*100円</td> </tr> <tr> <td>依頼人名:</td> <td colspan="2">ヤマモト マサノ</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> スマホ決済アプリ ゆうちよPay 口座直結だから事前チャージ不要！ </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> ご利用いただきましてありがとうございました。 ——— ゆうちよ銀行 ——— </td> </tr> </table>	お取扱日	店番	お取引内容	04-06-0203398		通帳電信振替	記号	番号		****	****		取扱番号	お取引金額		N168	*100,000			残高		42P1			振替先			受取人名:			料金	*100円		依頼人名:	ヤマモト マサノ		スマホ決済アプリ ゆうちよPay 口座直結だから事前チャージ不要！			ご利用いただきましてありがとうございました。 ——— ゆうちよ銀行 ———		
お取扱日	店番	お取引内容																																									
04-06-0203398		通帳電信振替																																									
記号	番号																																										
****	****																																										
取扱番号	お取引金額																																										
N168	*100,000																																										
	残高																																										
42P1																																											
振替先																																											
受取人名:																																											
料金	*100円																																										
依頼人名:	ヤマモト マサノ																																										
スマホ決済アプリ ゆうちよPay 口座直結だから事前チャージ不要！																																											
ご利用いただきましてありがとうございました。 ——— ゆうちよ銀行 ———																																											
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。) </div> ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。																																											

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所 [Redacted]
[Redacted]

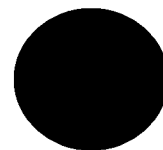
氏名 [Redacted]



借主(乙)

住所 [Redacted]

氏名 山本正乃



整理番号 101

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年6月13日	支出額	693 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代
-----	------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

タイムズ24
油和口舗 6丁目駐車場
0120-70-8921

領収書
[NO. 9]
22年06月13日14:11 06月13日17:46
駐車料金 770円
合計 770円
お預り 1,000円
お釣 230円
NO.037263

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 36

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	R4年6月17日	支出額	17,969 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティ		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

"04-06-17 .送金	*19,800	IB さいのうかんさい
"04-06-17 .手数料	*165	

$$19,965 \times 0.9 = 17,969$$

③ 事務所防犯システム一式

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

業務請負契約書

町田息介（以下「甲」という）と、太陽管財株式会社（以下「乙」という）とは、貴、事務所（以下「当該物件」という）の業務に関する、次のとおり業務請負契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条 総則

甲は、当該物件の機械設備に関する業務（以下「業務」という）を次条以下に定めるところにより乙に発注し、乙はこれを請け負う。

(当該物件の範囲)

第 2 条 当該物件の敷地及び建物は次のとおりである。

対象建物名称 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部
対象建物所在地 埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102

(業務の内容)

第 3 条 当該物件の業務対象となる部分及び業務の内容は、別途仕様書による。

(業務費)

第 4 条 甲は「業務費」を乙に対し、次のとおり支払うものとする。

- 一 請負月額 ¥18,000 消費税別途
- 二 支払方法 乙は、月末締め切りをもって甲に請求し、甲は当該月分を翌月末までに支払う。

(本契約の有効期)

第 5 条 本契約の有効期間は令和元年10月9日から令和4年9月30日までとする。

(契約の更新)

第 6 条

本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、本契約の更新について内容変更等の意思表示の申し出が無いときは、本契約は従前と同一の条件を持って更に1年更新されるものとする。更新された契約についても又同様とする。

2 本契約の更新について内容変更等の意思表示があった場合において、その有効

期間が満了する日までに更新に関する協議が整わないときは、甲及び乙は、別に暫定特約を締結することが出来る。

(契約の終了)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日をもって本契約を終了しようとするときは本契約の終了日の3ヶ月前までに、甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

(契約の解除)

第 8 条 甲及び乙は、本契約の有効期間満了前に本契約を解除しようとするときは、本契約の解除日の3ヶ月前までに甲及び乙よりその相手方に対し、書面を持って申し出るものとする。

2 甲及び乙は、その相手方が本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相対の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内にその義務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。

(第三者への再委託)

第 9 条 乙は、甲の承認を得て、第3条に定める業務の一部を第三者に再委託することが出来る。

2 乙が、委託業務を第三者に再委託した場合において、乙は再委託した業務の適正な処理について、甲に対し責任を負う。

(専用使用部分への立入り)

第 10 条 乙は、管理業務を行うため必要があるときは、当該物件の専用使用部分に立ち入ることが出来る。

2 前項の場合において、乙は、あらかじめその旨を当該物件の専用使用部分の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。

但し、防災等のため緊急を要するときは、この限りではない。

(管理施設等の無償使用)

第 11 条 乙は、管理業務を行うために必要な管理用倉庫、器具、備品等（以下「管理施設等」という）を無償で使用することができる。

2 甲は、乙が委託業務を行うため管理施設等を使用することにより生ずる費用（電気及び用水）を負担するものとする。

(従業員)

第12条 乙の従業員は、作業中の了承を得た服装及び名札を着用して、乙の従業員であることを明瞭にするものとする。

(乙の使用責任)

第13条 乙は、乙の従業員がその業務の遂行に関し、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者に対し使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第14条 乙は、甲又は当該物件の専用使用部分の占有者が次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等不可抗力による損害
- (2) 火災もしくは盗難による損害
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙の責任に帰することが出来ない事由による損害

(精算)

第15条 契約期間内に何らかの都合により、途中で契約を解除するときは、甲乙誠意をもって残金を精算するものとする。

(契約外事項)

第16条 本契約に定めのない事項で必要なものについては甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(機密の保持)

第17条 乙及び (従事者) は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

本契約の証として契約書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印した上、それぞれが一通ずつ保有するものとする。

令和元年10月1日

甲

〒362-0036 埼玉県上原市宮本町10-26
佐藤ビル102

埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部

町田 皇

乙

埼玉県さいたま市北区日通町3丁目8番地
太閤清財株式会社
代表取締役 齊藤敏

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町3-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO. 0077229

町田 皇介

様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
■■■■	2022/05/31	末	0050	2	

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
■■■■	■■■■	0	0	18,000	1,800	19,800

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
2022/05/31	32961	掛売上 現場	機械警備料(5月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月	10,000	10,000
	32962	掛売上 現場	システム機器使用料(5月分) まちだ皇介事務所	1.00式	8,000	8,000
			(税率10%)		[御買上額] [消費税等]	18,000 1,800

整理番号	110
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

440 × 90%

支出年月日	4年6月20日	支出額	396 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代
-----	------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
---------	---------------------

タイムズ24
 浦和自幡6丁目駐車場
 0120-70-8924

< 領 収 書 >
 [NO. 5]
 22年06月20日15:10 -- 06月20日16:13
 駐車料金 440円
 合計 440円
 お預り 500円
 お釣 60円
 NO.037366

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 **74**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2022年6月21日	支出額	105039 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃 7月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	**** * * * * *
取扱店	お取引日	時刻
38603	04-06-21	09:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,600	¥110
お取引後の残高(円)		おつり
██████████		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証
円	円	円

$116,710 \times 0.9 = 105,039$

③ 事務所家賃 7月分

④ ██████████ 様

お振込明細またはご案内

お受取人 ██████████

登録番号 0004

ヤマネフミコ様

電話番号 049-235-1687

取扱番号 210001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約書

貸借人 を甲、賃借人 山根 史子 を乙として、次のとおり貸室賃貸借契約（以下、本契約と称する。）を締結する。

第1条（目的物件）

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 物件の表示（以下、建物と称する。）

所在地 埼玉県川越市脇田本町14番29号

名称 杉田ビル

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積 1612.63㎡、(487.82坪)

(2) 賃貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積 43.81㎡ (13.25坪)

第2条（貸室の使用目的）

乙は、貸室を議員事務所支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

第3条（賃貸借の期間）

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

第4条（契約の更新）

1. 賃貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の1ヶ月分（別途消費税）を更新料として支払うものとする。

第5条（賃料）

1. 賃料の賃料は、1ヶ月金106,000円也（消費税別）とする。
乙は、消費税の変更に伴った場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。
2. 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。
3. 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

第6条（費用等）

乙は、次の費用を支払うものとする。
管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

第7条（賃料等の支払方法）

乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。なお、振込みに要する費用は乙の負担とする。

第8条（敷金）

1. 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として、金318,000円也を甲に預け入れものとする。
2. この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は賃料、費用、その他の契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。
3. 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。
4. 前項の場合、乙は充当の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。
5. 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

第9条（敷金の返還）

1. 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を経過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷金を返還するものとする。
2. 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸室の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

第10条（礼金）

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求められないものとする。

第11条（貸室引渡し前の解約）

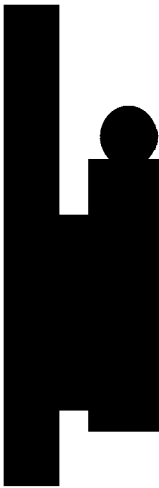
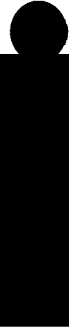
乙の都合により、第8条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。


第12条（予告期間）

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。


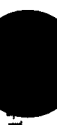


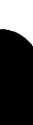
本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。






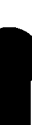
令和4年3月/日

甲 (賃貸人) 住所  氏名 

乙 (賃借人) 住所 川越市市場460-6 氏名 山根史子 

立会人

東京都知事免許 (1) 第102093号 
 東京都北区田端五丁目2番11-1 
 西台不動産株式会社
 代表取締役 高橋 英隆 
 登録番号 
 宅地建物取引士 

埼玉県知事免許 (4) 第20077号 
 埼玉県川越市東田町8番46号 
 株式会社アセットホームサービス 
 代表取締役 内田 親也 
 登録番号 
 宅地建物取引士 

建築物の耐震性の結果の概要 (既存の住宅のとき) 該当あり
 建築物の耐震性の改修の有無 (1年以内) 実施している場合 有 無
 建築物の耐震性の結果の概要

■ 耐震診断結果

石綿使用調査の有無	有・無
調査実施機関	
調査の範囲	
調査年月日	
石綿使用の有無	
石綿使用箇所	
補足情報	
調査記録がある場合	
調査記録が無い場合	
関係者	関係者 <input type="checkbox"/> 所有主 <input type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 管理業者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ()

■ 耐震診断結果

耐震診断対象区分	右のとおり当該建築物は耐震診断対象に該当します [該当しません]
耐震診断の有無	耐震診断の有無
耐震診断が有る場合	耐震診断が有る場合
耐震診断が無い場合	耐震診断が無い場合
調査対象に該当した場合	調査対象に該当した場合
関係者	関係者 <input type="checkbox"/> 所有主 <input type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 管理業者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ()

■ 賃貸借条件等

貸借部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	随員事務所の支店	[添付契約書 第2条 参照]
敷金	金 318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)	[添付契約書 第8条 参照]
礼金	金 106,000円也 (消費税別別途負担)	[添付契約書 第10条 参照]
月額賃料	金 106,000円也 (消費税別別途負担)	[添付契約書 第5条 参照]
月額管理費	上記賃料に含む	[添付契約書 第6条 参照]
賃借人は、次に定める諸費用を賃貸人の指定する方法によって賃借人又は賃貸人の指定人に支払うものとする。	※毎月末迄に貸主指定の口座へ振込み ※別途直接契約 ※別途口座振替 ※別途委託 ※別途委託 (任意) ※貸借内の清掃費 ※賃借人の要求により施工した設備の工事費用、修理・保守などに要する一切の費用 ※その他賃借人の負担に属する費用	
賃料管理費等の支払い方法 その他の費用負担	① 賃料・管理費 ② 諸費用 (電気・ガス・水道料金) ③ 電話・インターネット料金 ④ 火災保険料 (東日本少額短期保険) ⑤ 保証委託料 (日本セーフティ)	

整理番号 **75**

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	2022年6月21日	支出額	16596 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	来客用馬車場代 7月分
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

$$18440 \times 0.9 = 16596$$

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38603	04-06-21	09:27
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥18,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

③ 来客用馬車場代 7月分

④ (有) すまいる市民館

お振込明細またはご案内
お受取人
ご依頼人

ミツビツユー・イツァーイー
カワコイー
普通 1071693
1) スマイノツミンカン様
登録番号 0005
ヤマネフミコ様

電話番号 049-235-1687
取扱番号 400005

印紙税申告納付済
付印済
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	指定場所	No
	埼玉県川越市東田町7-31		■■■■
	名称	奈良 駐車場	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間	2022年3月8日から2024年3月31日までの	2年間
目的物件の引渡し時期	2022年3月8日	

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 18,000円
敷金	金 18,000円
支払期限：毎月末日までに	翌月分 を支払う

支払方法

振込み先	■■■■
------	------

頭書(5) 貸主及び管理業者

氏名	■■■■
住所	■■■■

管理業者

商号又は名称	有限会社すまいの市民館
所在地・TEL	川越市中原町2-3-2 TEL 049-228-5677
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員登録号：	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と駐車場の所存 異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	■■■■
	住所
	■■■■

頭書(6) 更新に関する事項

契約条項第2条記載のとおり

頭書(7) 特約事項

- 更新の際は、新賃料の1ヶ月分相当(別途消費税)の更新料を申し受けます。但し、更新事務手数料含む。
- 賃料振込み時の振込手数料は、乙が負担する。
- 乙の車に場内で他者による事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。
- 本契約解約に伴う清算金等の返金を振込とする場合、その振込手数料は乙が負担する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	■■■■	TEL	■■■■
	住所	■■■■	TEL	■■■■
乙・借主 (法人の場合)	商号	■■■■	TEL	■■■■
	代表者名	■■■■	TEL	■■■■
乙・借主 (個人の場合)	住所	■■■■	TEL	■■■■
	氏名	山本 由子	TEL	049-235-1687
	住所	川越市古布場 460-6		

宅地建物 取引業者	商号(名称)	有限会社すまいの市民館	取締役	杉田明洋
	事務所所在地・TEL	川越市中原町2-3-2	TEL	049-228-5677
宅地建物 取引士	免許証番号	埼玉県知事(4)第19782号	登録番号	■■■■
	氏名	■■■■	第 号	■■■■
	業務に従事する事務所名	有限会社すまいの市民館		
	事務所所在地	川越市中原町2-3-2		
	TEL	TEL 049-228-5677		

※印は実印

整理番号	113
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年6月22日	支出額	693 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

770 × 90%

使 途	駐車場代
-----	------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
----------------	----------------------------

タイムズ24
 浦和百幡6丁目駐車場
 0120-70-8924

≪ 領 収 書 ≫
 130. 6.
 22年06月22日07:43 - 06月22日12:11
 駐車料金 770円
 合計 770円
 お 領 り 1,000円
 お 釣 230円
 NO.037356

事務所用駐車場が閉鎖になり契約が終了。
 新契約先が見つかるまで、事務所で仕事を行う際に
 コインパーキングを利用。

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 32

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2022年6月24日
支出額	<p>16,000×90%=14,400円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(7月分)
支出先	株式会社エルハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



更新 (借主様用) 覚書

更新 (借主様用) 覚書

更新

更新 (借主様用) 覚書

駐車場貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

駐車場貸借契約満了に伴い、賃料等について下記の通り契約更新することに合意する。

更新 (借主様用) 覚書 表: 契約目的物(駐車場) 住所: 埼玉県所沢市東新井町822-1 契約者名: 水村 寛弘 車種・車名形式: 同左 貸主名: 株式会社エルハウジング

更新 (借主様用) 覚書 表: 契約目的物(駐車場) 住所: 埼玉県所沢市東新井町322-1 契約者名: 水村 寛弘 車種・車名形式: 同左 貸主名: 株式会社エルハウジング

更新 (借主様用) 覚書 表: 契約期間 始期: 令和4年2月8日 から 令和5年2月7日 まで 終期: 1年0ヶ月

更新 (借主様用) 覚書 表: 契約期間 始期: 令和4年2月8日 から 令和5年2月7日 まで 終期: 1年0ヶ月

更新 (借主様用) 覚書 表: 更新料(保証金) 更新料(保証金): - 円

更新 (借主様用) 覚書 表: 更新料(保証金) 更新料(保証金): - 円

更新 (借主様用) 覚書 表: 賃料等 賃料(月額): 8,000 円 共益費(月額): - 円 礼金: - 円 補修費: - 円 合計: 8,000 円

更新 (借主様用) 覚書 表: 賃料等 賃料(月額): 8,000 円 共益費(月額): - 円 礼金: - 円 補修費: - 円 合計: 8,000 円

更新 (借主様用) 覚書 表: 更新料に関する事項 更新料(駐車場): 4,000 円

更新 (借主様用) 覚書 表: 更新料に関する事項 更新料(駐車場): 4,000 円

更新 (借主様用) 覚書 表: 特約事項 更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

更新 (借主様用) 覚書 表: 特約事項 更新前の契約(原契約及び原契約の別紙特約等の形式の如何を問わない。)において、貸主借主間で合意されている事項については、本契約において明示されていない場合であっても、本契約において引き続き効力を有するものとする。

以上、本合意を証するための本覚書2通を作成し、貸主借主両名・押印の上、各々1通を保有する。

以上、本合意を証するための本覚書2通を作成し、貸主借主両名・押印の上、各々1通を保有する。

令和 4 年 1 月 3 日

令和 4 年 1 月 3 日

更新 (借主様用) 覚書 表: 貸主 住所: 埼玉県所沢市西新井町15-10 氏名: 株式会社エルハウジング 電話番号: 04-2998-3771

更新 (借主様用) 覚書 表: 貸主 住所: 埼玉県所沢市西新井町15-10 氏名: 株式会社エルハウジング 電話番号: 04-2998-3771

更新 (借主様用) 覚書 表: 借主 (契約者) 住所: 埼玉県所沢市上安松 864-4 氏名(法人名): 水村 寛弘 電話番号: 04-2993-0080

更新 (借主様用) 覚書 表: 借主 (契約者) 住所: 埼玉県所沢市上安松 864-4 氏名(法人名): 水村 寛弘 電話番号: 04-2993-0080

更新 (借主様用) 覚書 表: 借主様へ 本覚書のベン又はポールベン(黒・青)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返償ください。 ※シャチハタは使用しないでください。 ※1枚目・2枚目ともに同じ内容を記入ください。 ※修正液・修正テープは使用しないでください。 ※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しい物を発行しお送りいたします。

更新 (借主様用) 覚書 表: 借主様へ 本覚書のベン又はポールベン(黒・青)にて記入・ご捺印の上、貸主用を返償ください。 ※シャチハタは使用しないでください。 ※1枚目・2枚目ともに同じ内容を記入ください。 ※修正液・修正テープは使用しないでください。 ※書き損じた場合は、左記窓口へお申し出ください。新しい物を発行しお送りいたします。

整理番号	115
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	4年6月27日	支出額	20,970 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	-------------------------------

使途	事務所倉庫費
----	--------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

別紙参照

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

22 04-06-27 .振替

*23,300 | DF. 平利ヨウ

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義：木村勇未
支払先：株式会社平利不動産

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~新浦和~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：	<u> </u>	銀行	<u> </u>	支店	<u> </u>	預金口座
	No.	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

整理番号

34

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2022年6月27日
支出額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (7月分)
支出先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水村 篤 弘



賃貸借（更新）契約 合意書

物件名：タイびる航空公園

202 号室

所在地：埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
2. 敷 金 210,000 円
3. 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 円)
6. 特 記 事 項

1. 原契約の継続について、賃貸人（甲）と賃借人（乙）間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】【賃貸不動産の譲渡】【賃借人の原状回復義務及び収去義務】【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】【債務の保証】【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主（甲） 住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名：株式会社セイワランドック

借主（乙） 住所：所沢市上安松 864-4

氏名：水村篤弘 印 TEL: 04-2993-0080

勤務先住所：さいたま市浦和区高砂 3-15-1

勤務先名：埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所：[REDACTED]

氏名：[REDACTED]

TEL: [REDACTED]

連帯保証人

住所：

氏名：

印 TEL:

管理会社

免許番号：埼玉県知事(3)第20719号

住所：埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名：株式会社セイワランドック

代表者：羽迫 務

取引主任者：[REDACTED]

登録番号：[REDACTED]

2019年8月31日

〒 359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------



2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
集送金手数料 220円

整理番号 40

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年6月27日	支出額	99,149 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-06-27 .送金	*110,000	IB	██████████
04-06-27 .手数料	*165		

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③事務所家賃

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、○○代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。),は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の提示

名称	佐藤ビル	1階
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26 (登記簿)	区画番号()
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況優先)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 重要内容(具体的に記述すること)

県議会派支那事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)	水道代	2,000円
その他の条件	貸与する総数 本 本	貸与する種別	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで	賃料等の支払方法	現金
賃料等の支払方法	口座引落	契機会社名	

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)町田 皇介
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	
管理業者	貸主自主管理	
所在地		TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人	氏名	
		住所	
	円家賃債務保証業者の提供する保証	極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36カ月)
		家賃債務保証業者名	全保運株式会社
		主たる事務所所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1, 16F TEL 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所を出すゴミ(営業用塵芥類)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に對して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入会し加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は積置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年6月11日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 伊田 皇介	TEL
	住所	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
償還額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL 048-778-1750 商号又は名称 株式会社マハロハ 代表者の氏名 光廣 昌子	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	免許証番号 埼玉県 知事 (3)第21590号	大臣 知事 () 第 号
	免許年月日 平成31年2月18日	免許年月日	年 月 日	
	氏 名	氏 名		⑤
	登録番号 業務に従事する 事務所名 株式会社マハロハ 上尾市宮本町4-14	登録番号 業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	() 第 号	

※ 印は実印
※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 42

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年6月27日	支出額	10,949 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務員駐車場代(7月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-06-27 .送金	*12,000	IB トラ 口座
04-06-27 .手数料	*165	

$$12,165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務員利用駐車場代

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村田 春雄 住所 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主 町田 皇介 とは

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場所	上尾市宮本町 8-8				
2	駐車場 区画	[黒塗り]番				
3	車両	車名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁	
		フォジョー ステーション ワゴン青	[黒塗り] [黒塗り]	(日産エクストレル赤)		
4	賃料	1 ヶ月	支払 方法	特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
		12,000円 /月	当月末翌月分前納 指定銀行への振込			
5	期間	自 2019年 10月 9日 至 2020年 10月 8日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内貸貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解約	賃貸人 1ヶ月前予告		解約可能		
		賃借人 1ヶ月前予告		解約可能		
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。				

契約日 2019年 10月 9日

貸主 住所(所在地) 村田 春雄
氏名(名称) 上尾市宮本町7番15号
電話番号 電話(771)2311番

借主 住所(所在地) 町田 皇介
氏名(名称) 〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
電話番号 048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 43

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年6月27日	支出額	9,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	来客用駐車場(7月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

04-06-27 .送金 | *10,000 | IB [REDACTED]

$$10,000 \times 0.9 = 9,000$$

④ [REDACTED]

③ 来客用駐車場代

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐 車 場 使 用 契 約 書

貸主 [] (以下甲という) と借主 町 田 皇 介 (以下乙という) との間において、

左のとおり駐車場の使用に関し一時的短期賃貸借契約を締結する。

第一条 甲は乙に対し、乙所有の後記ナンバーの自動車、後記土地に駐車することを認める。

第二条 乙は左のとおり使用料金を支払う。

- ① 月額使用料金 金 一 万 円 也。(一台あたり) 一 台、計 一 万 円 也。
- ② 支払期 当月分を前月末日まで。
- ③ 支払場所 甲の事務所に持参の上支払う。

第三条 本駐車場は露天であり、かつ入口に門扉等を設置しないため、甲はこの自動車につき駐車中の盗難、損傷、滅失等、いかなる事故が発生しても、甲は一切その責を負担しない。

第四条 この駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車した為、この使用が妨げられた場合においても、甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負担しない。前項のごときトラブルについては乙においてまず解決に努力するものとし、それが不可能の場合には、甲乙協力して他の自動車等を排除する。

第五条 この使用する期間は、令和 一 年 七 月 一 日 から 令 和 二 年 六 月 二 十 日 までとし、その後は自動更新とする。

六条 乙は駐車にあたって次の事項を守らなければならない。

- ① 駐車場への出入を静かに行き、特に早朝夜間においては騒音を発生させないように注意するものとする。
- ② 無用の長時間排気ガスを放散させないものとする。
- ③ 駐車場内に物を廃棄しないこと。
- ④ 他の車の駐車位置を侵さないこと。
- ⑤ 隣地に対して排気筒を向けないこと。

第七条 乙において左の事由が生じたときは甲は催告を要せず本契約を解除することができる。この場合乙は直ちに駐車場の使用を止めなければならない。

- ① 駐車場使用料金の支払いを一カ月分たりとも怠ったとき。
- ② 乙が手形または小切手を一回でも不渡としたとき。
- ③ 近隣もしくは他のものに迷惑となるような行為のあったとき。
- ④ 他の自動車を駐車させたとき。
- ⑤ その他本契約に違反したとき。

第八条 乙において第五条の契約期限後も駐車場を希望するときは、あらかじめ駐車料金金額を定め、本契約と同一の書式において契約書に調印したときに、はじめて駐車場使用の権利を得るものとする。前項に関しては、書面によらざる合意はすべて無効とする。

九条 甲は乙に対し契約期間中であってもこの駐車位置を変更することができるものとし、乙はこれを拒否することはできない。

第十条 甲は事業の変更、建築等の為、乙に催告なく駐車場事業を中断又は廃止し即時契約解除できる。

第十一条 本契約の期間満了後、あるいは契約期間中における本契約解除の後においても、尚且つ乙が駐車場の使用を継続するときは、乙は甲に対して損害賠償として、従前の駐車料金額の二倍に相当する金員を支払うものとする。

右のとおり契約が成立したので、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保有する。

令和 一 年 六 月 20 日

貸主(甲)

住 所

氏 名

電 話

借主(乙)

住 所

氏 名

電 話

[Redacted signature area with stamp]

埼玉県知事(3)第2159号
株式会社 ママハ
埼玉県上尾市宮本
TEL 048-778-1750 FAX 048-

駐車すべき車の表示

【車両名】

【塗色】

【ナンバー】

計 台

駐車すべき場所の表示

上尾市宮本町948番1、2の一部に所在する都築駐車場のうち番号([])と表示した箇所

整理番号 45

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R4年6月27日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	継続保証委託料		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

払込受領書

請求明細

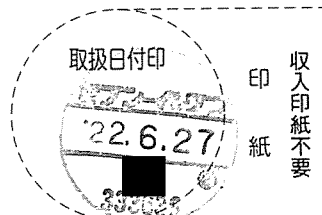
契約日	2019年07月01日
保証開始日	2019年07月01日
承認番号	██████████
ご契約者名	町田 皇介 様
賃貸物件	佐藤ビル 102
賃貸物件所在地	上尾市宮本町10-26
継続保証委託料	¥11,000
※継続保証委託料は、ご契約日から1年経過する毎に発生いたします。賃貸物件ご契約時に不動産会社様経由で締結いただいた、賃貸借保証委託契約にて規定されております。	

11,006 × 0.9
= 9,900

請求書番号: 0380331900

払込人氏名 町田 皇介 様	受取人 全保連株式会社
顧客番号 ██████████	
金額 11,000 円	収納代行 三菱UFJファクター(株)

※ 領収書等には、①年月日、②記載)、④発行者、⑤宛名が記
※ 按分した場合は、積算方法を



印
紙
収入印紙不要

支出されたか分かるような
引に補記すること。

(お客様控え)

貸借保証委託契約書

甲及び乙は、別紙「個人情報取得・管理・利用に関する同意事項」記し裏面記載の「契約条項」をいづれも確認の上、これを承諾し、本契約を締結いたしました。

承認番号 [] 契約日 2019年11月2日 保証開始日 2019年7月1日 借入額 毎月25日

※契約日欄には貸借保証委託契約の締結日を、保証開始日欄には新契約の場合は入居予定日を、既に入居中の場合は回査書(承認書)記載の承認日をそれぞれご記入ください。

借借形態 ○普通賃貸 ○定期借家 ○自2019年7月1日 家賃支払日 毎月25日

※「全保連口座振替サービス」ご利用の場合、家賃支払日は、26日、27日又は末日となります。

協定不動産会社 株式会社 マハロハ

名称	佐藤ビル		
所在地	〒102 東京都文京区上野 10-26		
プラン表			
プラン	毎半年プラン	毎年のみプラン	初回のみプラン
保証期間	住居用 (a)7ヶ月分相当額	住居用 (b)7ヶ月分相当額	住居用 (c)7ヶ月分相当額
保証料	月額賃料の50%	月額賃料の20%	月額賃料の80%
初回保証委託料	月額賃料の50%	月額賃料の20%	月額賃料の80%
年間保証委託料	1万円		なし

保証プラン	○住居用 ○店舗・事務所 ○住居用 (リビーター割引)
初回のみプラン	○住居用 ○住居学生用 ○駐車場
a 家賃(賃料)	110000 円
b 共益費/管理費	X 円
c 駐車場	33000 円
d 水道料/電気料	110000 円
e その他(賃金)	円
(a+b+c+d+e) 月額賃料	110000 円

初回保証委託料	88000 円
年間保証委託料	11000 円

保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎に上記金額をお支払いいただきます。

全保連口座振替サービス ※口座振替サービスご利用は(300円+消費税相当額)

ご利用の場合は、別途全保連所定の申込書等にご記入ください。

領収証

2019年11月2日

沖城那須郡市字天久905番地 全保連株式会社 代表取締役 幸治 幸治 幸治

金額 88000 円

但し、初回保証委託料として上記金額を正に領収しました。

借借人(甲)	〒 [] 氏名 []
連帯保証人1(乙)	〒 [] 氏名 []
連帯保証人2(乙)	〒 [] 氏名 []

住所	〒 [] 都道府県 []
----	----------------

重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受け取りました

住所	〒 [] 都道府県 []
----	----------------

住所	〒 [] 都道府県 []
----	----------------

保証会社 全保連株式会社

住所 (所在地) 〒 [] 都道府県 []

氏名 (名称) []

貸借人代理 家賃管理 ○管理会社 ○貸借人

全保連株式会社 代表取締役 幸治 幸治 幸治

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者及び連帯保証人(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借伊託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載いたします。ご契約前に必ずご覧くださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細につきましては本契約書の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(1)第16号 2017年12月21日登録
本社所在地及び連絡先	【東京本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL:03-6327-5840 【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	東京都新宿区西新宿1-24-1 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00

2. 本契約により賃貸人に保証される範囲及び内容

保証範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/町(区)費、退去時の精算金など本契約書第4条記載の内容となります。										
保証限度額	<table border="1"> <tr> <td>住居生費用</td> <td>月額賃料の24か月分相当額</td> </tr> <tr> <td>住居用・生用(リピーター割)</td> <td>月額賃料の12か月分相当額</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>月額賃料の6か月分相当額</td> </tr> <tr> <td>店舗・事務所</td> <td>月額賃料の6か月分相当額</td> </tr> <tr> <td>トラック・倉庫</td> <td>月額賃料の6か月分相当額</td> </tr> </table> <p>お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、お客様に対して賃貸人が保証会社の要請により保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟発起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。</p>	住居生費用	月額賃料の24か月分相当額	住居用・生用(リピーター割)	月額賃料の12か月分相当額	駐車場	月額賃料の6か月分相当額	店舗・事務所	月額賃料の6か月分相当額	トラック・倉庫	月額賃料の6か月分相当額
住居生費用	月額賃料の24か月分相当額										
住居用・生用(リピーター割)	月額賃料の12か月分相当額										
駐車場	月額賃料の6か月分相当額										
店舗・事務所	月額賃料の6か月分相当額										
トラック・倉庫	月額賃料の6か月分相当額										

3. 弁済に係る求償権行使について

行求償使費用	賃料支払約定日を超えても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,000円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

4. 保証委託料、保証期間及び更新に関する事項

ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び年間保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。															
毎半年プラン	<table border="1"> <tr> <td>住居用</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の50% 及び年間保証委託料: 1万円</td> </tr> <tr> <td>店舗・事務所</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80% 及び年間保証委託料: 月額賃料の10% (上限3万円・下限1万円)</td> </tr> <tr> <td>住居用(リピーター割引)</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の20% 及び年間保証委託料: 1万円</td> </tr> <tr> <td>住居生費用</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の30%</td> </tr> <tr> <td>住居用</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80%</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80%</td> </tr> <tr> <td>トラック・倉庫</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80%</td> </tr> </table>	住居用	初回保証委託料: 月額賃料の50% 及び年間保証委託料: 1万円	店舗・事務所	初回保証委託料: 月額賃料の80% 及び年間保証委託料: 月額賃料の10% (上限3万円・下限1万円)	住居用(リピーター割引)	初回保証委託料: 月額賃料の20% 及び年間保証委託料: 1万円	住居生費用	初回保証委託料: 月額賃料の30%	住居用	初回保証委託料: 月額賃料の80%	駐車場	初回保証委託料: 月額賃料の80%	トラック・倉庫	初回保証委託料: 月額賃料の80%
住居用	初回保証委託料: 月額賃料の50% 及び年間保証委託料: 1万円														
店舗・事務所	初回保証委託料: 月額賃料の80% 及び年間保証委託料: 月額賃料の10% (上限3万円・下限1万円)														
住居用(リピーター割引)	初回保証委託料: 月額賃料の20% 及び年間保証委託料: 1万円														
住居生費用	初回保証委託料: 月額賃料の30%														
住居用	初回保証委託料: 月額賃料の80%														
駐車場	初回保証委託料: 月額賃料の80%														
トラック・倉庫	初回保証委託料: 月額賃料の80%														
初回のみプラン	<table border="1"> <tr> <td>住居用</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の30%</td> </tr> <tr> <td>店舗・事務所</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80%</td> </tr> <tr> <td>住居用(リピーター割引)</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の20%</td> </tr> <tr> <td>住居生費用</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の30%</td> </tr> <tr> <td>住居用</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80%</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80%</td> </tr> <tr> <td>トラック・倉庫</td> <td>初回保証委託料: 月額賃料の80%</td> </tr> </table>	住居用	初回保証委託料: 月額賃料の30%	店舗・事務所	初回保証委託料: 月額賃料の80%	住居用(リピーター割引)	初回保証委託料: 月額賃料の20%	住居生費用	初回保証委託料: 月額賃料の30%	住居用	初回保証委託料: 月額賃料の80%	駐車場	初回保証委託料: 月額賃料の80%	トラック・倉庫	初回保証委託料: 月額賃料の80%
住居用	初回保証委託料: 月額賃料の30%														
店舗・事務所	初回保証委託料: 月額賃料の80%														
住居用(リピーター割引)	初回保証委託料: 月額賃料の20%														
住居生費用	初回保証委託料: 月額賃料の30%														
住居用	初回保証委託料: 月額賃料の80%														
駐車場	初回保証委託料: 月額賃料の80%														
トラック・倉庫	初回保証委託料: 月額賃料の80%														
※年間保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。															
※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び年間保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。															

及保証更新期間	入居日(本契約書の保証開始日)から退去明渡し日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様が退去明渡し日まで保証いたします。
---------	---

5. 本契約の解除について

本契約の解除	<p>本契約は原契約の存続期間中は継続します。ただし、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解除することができます。</p> <p>保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属しあるいは関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの方々を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又は、その関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。
本契約の解除	<p>本契約は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属しあるいは関係者であることが判明したとき。 ③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの方々を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤お客様又は、その関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

賃借人(以下「甲」という)と全保連株式会社(以下「保証会社」という)と連帯保証人(以下「乙」という)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第4条(2)の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。	
第1条(本債務の範囲)	<p>本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い債務(たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス・入居者優待サービス・その他生活関連サービス利用料等)。</p> <p>但し、原契約書に記載されていることを条件とする。</p>
第2条(特約に基づく保証限度額)	<p>保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記載の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。</p>
第3条(充当順位)	<p>甲が、本特約及び本契約に基づき保証会社に弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第13条(1)の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償権に充當するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したことと有する求償権、本契約に基づき代位弁済したことと有する求償権の順に充當するものとし、甲はこれに異議を述べない。</p>
第4条(準用規定)	<p>本特約に基づく代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。</p>

整理番号 62

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年6月27日	支出額	180,488 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	225610 × 0.8 = 180488 事務所賃料 7月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
48604	04-06-27	10:58	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥225,500	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お取引人
サイタマリナ
様
登録番号 0003
ツツ コウツ 様

お振込人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 270001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

③ 事務所賃料 7月分

④ 支払先

埼玉りそな銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

整理番号

62-1

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

（物件表示）

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨 造	3階建の内 1階
賃貸借面積	69.29 m ²	

（原契約の表示）

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は次の通りとする。

新契約期間	2022年1月20日 ~ 2025年1月19日
-------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人）

住所

氏名

乙（賃借人）

住所

氏名

辻 浩司

電話

更新事務取扱業者

所在地

商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW 3階

スターツピタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



整理番号 119

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

(101,852 + 110) × 90%

支出年月日	4年6月30日	支出額	91,766 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所賃借料		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10403	04-06-30	14:21	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥101,852	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		身体認証	
円 円 円			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
サイタマリツナ
ムサツウラワ
普通 1438189
川ハツクアツフ様
登録番号 0002
キムラ イサオ様

③事務所賃借料

電話番号 [REDACTED] 印紙税申告納
取扱番号 300004 付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書は正しい領収書にしてください。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

賃貸人 [] (以下、「甲」という。)と、賃借人 木村 勇夫 (以下、「乙」という。)とは、下記記載の物件に関し、2019年7月1日を契約始期とする賃貸借契約 (以下、「原契約」という。) について、次の通り賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) の更新契約を締結する。

(A) 物件の表示	建物の名称	ハイツアウル	部屋番号	101
	住居表示	埼玉県さいたま市南区白幡6-12-1		
	用途	事務所	種類	アパート
	建物構造	木造 地上2階建		
	床面積	33.81㎡	間取り	未指定
(B) 賃貸借の条件	契約期間	2021年7月1日から2023年6月30日まで		
	賃料	月額 90,741円	敷金	196,000円(受領済み)
	共益費	月額 1,852円	更新料	新賃料1ヶ月分
	※消費税の変更に伴い今回の更新時より賃料と共益費を消費税抜ききの価格表示に変更致しました。ご確認をお願いします。			
	その他月額費用	-		
	支払い方法	貸主指定銀行口座へ銀行振込にて支払い		
	支払い期限	翌月分を毎月末日までに銀行振込にて支払い (振込手数料はこの負担とする。)		
	賃料等の振込先	[]		
	入居者	木村 勇夫		
		以上		

甲と乙は、本物件について賃貸借契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙及び連帯保証人 (以下「丙」という) が署名 (記名) 押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年6月8日

貸主 (甲)

氏名 []

管理会社

住所 埼玉県さいたま市南区文蔵4-29-13

氏名 株式会社 バックアップ [] 印

連絡先 048-839-8806

借主 (乙)

住所 []

氏名 木村 勇夫 [] 印

連絡先 []

【媒介業者】

埼玉県知事 (7) 第15903号
埼玉県さいたま市南区文蔵4丁目29番13号
株式会社バックアップ []
代表者 碓 奈緒子

登録番号 [] 第 [] 号
宅地建物取引士: []

整理番号	A5
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2022年7月4日	支出額	100,100円×0.9 90,090円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	7月分事務所家賃		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 越谷支部
---------	----------------

7月分事務所家賃

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-07-04	03265	通帳電信振替
記号	番号	
****	****	
取扱番号	お取引金額	
N066	*100,000	
	残高	
42P1		
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:	ヤマモト マサノ	

とっても便利!安心!オトク!
 ゆうちょデビット サービス開始!
 ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちょ銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人■■■■(以下、「甲」という)と賃借人埼玉民主フォーラム越谷支部(以下、「乙」という)は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条【賃貸借物件】

甲はその所有する次の物件(以下「本件物件」)を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示 名称 K-1stビル
所在地 越谷市瓦曾根1-20-6
床面積 65㎡(3階部分)

第2条【使用目的】

1. 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。
2. 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による許可を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。
3. 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条【契約期間】

契約期間は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までの2年間とし、期間満了の2か月前迄に甲乙いずれかの通知がない限り、2年間自動延長するものとする。

第4条【賃料】

賃料は一カ月金10万円とする。

第5条【賃料の改訂】

甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条【諸経費】

乙は、第4条の賃料の他に、本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条【禁止条項】

乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第8条【修繕費の負担】

1. 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。
2. 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。
3. 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第9条【契約の解除】

甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
2. 第7条に違反したとき
3. その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第10条【明渡し】

1. 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。
2. 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第11条【損害賠償】

乙は、乙の従業員・取引先、その他乙の営業活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第12条【解約申入れ】

乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の2か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

令和元年 5月 1日

貸主(甲)

住所

██
██████████████

氏名

████████



借主(乙)

住所

██

氏名

山本正乃

